

大阪府飼養衛生管理指導等計画 (第1期)

令和3年4月1日

(令和3年10月1日改訂)

環境農林水産部動物愛護畜産課

序論及び目的

1 はじめに

- (1) 本計画は、令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）において新たに第12条の3の4に規定された飼養衛生管理指導等計画について定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。なお、府内外の家畜伝染病発生状況の変化や新たな知見等があった場合は随時見直すこととする。

2 目的

国内外で発生が相次いでいる高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱などの特定家畜伝染病の発生を予防するためには、各農場において、平常時より飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底することが重要である。

これにあたり、関係者が共通認識を持って取り組むことができるよう、基本的な方向、重点項目、指導手順等の指針をここに示すものである。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 本府の畜産業の現状

1 家畜及び家きんの飼養戸数及び飼養頭羽数

(令和2年2月1日現在)

		牛		鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
		乳用	肉用						
農場	戸数	25	9	0	27	5	7	10	0
	頭数	1,261	762	0	688	139	101	3,705	0
小規模	戸数	1	0	3	9	7	23	17	1
	頭数	1	0	7	9	21	47	27	2

		鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
		採卵	肉用						
農場	戸数	19	0	3	0	0	0	0	0
	羽数	55,450	0	10,000	0	0	0	0	0
小規模	戸数	100	3	32	21	5	3	3	3
	羽数	1,221	18	109	132	15	18	34	11

次の頭羽数以上を飼養する施設を農場、次の頭羽数未満を使用する施設を小規模という。

牛・水牛・馬：2頭以上、鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭以上、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100羽以上、だちょう：10羽以上

2 飼養衛生管理基準の遵守状況

(令和2年2月1日現在)

遵守率	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏
	農場数：25	農場数：9	農場数：10	農場数：19
家畜防疫に関する最新情報の把握等	92%	100%	100%	84%
衛生管理区域の設定				
衛生管理区域の設定	100%	89%	100%	100%
衛生管理区域の境界の明瞭化	92%	100%	100%	95%
衛生管理区域への病原体の持込みの防止				
出入りする車両の消毒	80%	78%	100%	79%
出入りする者の手指・靴の消毒	96%	100%	100%	89%
衛生管理区域専用の衣服・靴の着用	—	—	90%	84%
適切に処理された食品循環資源の利用	—	—	100%	—
野生動物からの病原体の侵入防止				
給餌設備・給水設備・飼料保管場所への排せつ物混入防止	84%	78%	80%	100%
飲用に適した水の給与	100%	100%	100%	84%
死体の保管場所への野生動物の侵入防止	88%	78%	100%	95%
防鳥ネットの設置・修繕	—	—	—	95%
家きん舎の破損箇所の修繕	—	—	—	95%
衛生管理区域の衛生状態の確保				
畜舎・畜房・器具等の定期的な清掃又は消毒	96%	100%	100%	95%
家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処				
特定症状確認時の通報体制の確保	100%	100%	100%	100%
感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管				
立入者に関する記録	96%	100%	80%	95%
従業員の海外渡航に関する記録	88%	89%	80%	79%
導入・出荷・移動に関する記録	100%	100%	90%	89%
異状に関する記録	92%	89%	90%	84%

(「—」：畜種ごとの基準に定めがない項目)

3 府内の畜産業の特徴

本府における畜産業の特徴はいわゆる都市型畜産である。

各農場は、酪農団地を除き都市及び都市近郊に点在し、伝染病予防の観点から見ると一体的な施設整備等は難しい反面、発生時におけるまん延リスクは低く抑えることができるといえる。1戸当たり最大飼養頭羽数は、乳用牛、肉用牛とも200頭規模、肥育豚は1,000頭規模、採卵鶏は1万羽規模であり、大半は家族経営を主体とした中小規模の畜産専業農家である。大消費地に近傍する強みを生かした地産地消を主としているが、府内の農業生産額全体に占める割合は約6%と全国(約35%)を大きく下回る(「近畿農業の概要」令和2年7月近畿農政局)

ことから、現状では市町村や農業関連団体の農業施策における中心的な位置づけはされていないが、近年は特定家畜伝染病の発生リスクが高まっており、府民の食の安全安心や畜産物の安定供給のためにも、今後は関係者間の連携をさらに強めていく必要がある。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 家畜衛生上の課題の概要

本府における家畜衛生上の課題の特徴としては、直近では平成30年度に府外からの感染豚の導入による豚熱の発生があったことから、導入家畜による侵入リスクが重視される。乳用牛では府外への預託育成、肉用牛・豚・家きんでは府外からの肥育素畜や雛の導入を行っている農場が大半であることから、導入時の病原体持ち込みを防ぐ取り組みが重要である。また、都市近郊の立地を活かしたエコフィードが多く利用されていることから、飼料による病原体侵入防止対策も重要である。一方で放牧や草地利用は少なく、中大型野生獣との直接的な交差リスクは相対的に低いといえる。

これらの課題に対し、府は、特に注意が必要な項目について理解を促し、重点的に指導を行っていく。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況 及び家畜衛生上の課題	対応
牛	<p><発生状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病 <p>平成23年2月に府内で初めて摘発されて以来、数年に1頭未満の頻度で散発的に発生がみられる。直近では令和3年2月にあった。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継牛を育成する土地、施設の不足のため、牛の更新の大部分を外部からの導入や北海道への預託育成に頼っている。ヨーネ病のみならず、導入による病原体の持ち込みのリスクが常に伴うため、自農場周辺だけでなく、導入元での家畜の伝染性疾病の発生動向も注視しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最新情報が把握できるよう府は情報伝達・共有に努める。 ・農場への病原体持ち込みを防止するため、車両消毒の徹底、従事者の衛生管理の向上を図るとともに感染ルート等を早期特定するための記録の作成・保管を徹底する。

家畜区分	家畜の伝染性疾患の発生状況 及び家畜衛生上の課題	対応
めん羊・ 山羊	<p><発生状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病 平成20年頃まで、一農場（移動動物園）で継続的に発生したが、現在は清浄化。 ・膿疱性皮膚炎が令和元年1農場で発生。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい施設、移動動物園等で飼育されている動物については、農場外のイベント会場の移動や、多数の人の出入りにより、病原体に触れる危険性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最新情報が把握できるよう府は情報伝達・共有に努める。 ・特定症状等の異状が確認された際には、早期通報するような体制を構築する。 ・農場への病原体持込みを防止するため、車両・入場者等の消毒等を進めるとともに、感染ルート等を早期特定するための記録の作成・保管を徹底する。
豚	<p><発生状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚熱 平成31年2月に府外豚熱発生農場からの導入畜による発生があった。令和3年3月に府外豚熱発生農場からの導入畜が疫学関連家畜となる事例があった。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品循環資源（エコフィード）利用農家が多い。加熱装置の整備、確実な運用が必要。 ・豚熱発生の経緯も踏まえ、導入畜による病原体の持ち込みに警戒が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最新情報が把握できるよう府は情報伝達・共有に努める。特に野生イノシシでの陽性情報は速やかに農場・関係者に情報提供を行う。 ・食品循環資源利用農家はいずれも基準を遵守している。今後も引き続き、遵守状況を確認していく ・農場への病原体持込みを防止するため、車両消毒の徹底、従事者の衛生管理の向上を図るとともに感染ルート等を早期特定するための記録の作成・保管を徹底する。 ・イノシシ等の野生動物からの病原体侵入を防止するため、野生動物侵入防止のため、ネットの設置・施設の補修等を指導する。
家きん	<p><発生状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ 令和3年1月に府外発生農場からの導入ひなが疑似患畜となる事例があった。 ・鶏痘、鶏伝染性気管支炎 散発的に発生がみられる。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種済みの大雛で導入されることが多く、伝染性疾患の頻繁な発生はないが、初生雛の場合は、導入後のワクチン接種の確実な実施が必要である。 ・本府の採卵養鶏場では、直売所を併設する施設も多く、来客の動線管理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最新情報が把握できるよう府は情報伝達・共有に努める。 ・自家販売を行う農場が多いことから、不特定多数の人が訪れる。衛生管理区域の境界を明瞭にし、病原体持込を防止するため、出入の車両・人の消毒を徹底するとともに、感染ルート等を早期特定するための記録の作成・保管を徹底する。 ・野鳥・野生動物の侵入を防止するため、防鳥ネットの設置・修繕、家きん舎の破損箇所の修繕を行うよう指導する。

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況 及び家畜衛生上の課題	対応
馬	<p><発生状況> 現在、伝染性疾病の発生はない</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内の馬は、ほとんどが乗馬クラブで飼養される乗用馬である。全国展開する乗馬クラブにおけるクラブ間での馬の移動や、競技会参加のための馬の移動のほか、乗馬クラブの会員、ビジター騎乗者の出入りが頻繁であるため、他地域での疾病発生状況についても注視が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・常に最新情報が把握できるように府は情報伝達・共有に努める。 ・年1回以上の立入の際、遵守状況について確認する。

3 各主体における課題

伝染性疾病の発生及びまん延防止のためには、関係者が十分に国内外の発生状況及び動向を把握し、相互に連携しながら正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制といった協働体制の構築に取り組むことが重要である。

本府においては、畜産農家の戸数が少なく各地域に点在していることから、個別対応は行いやすい一方で、市町村間や農場間においては情報収集の機会や幅広いつながりに限界があり、引き続き府が家畜保健衛生所情報の発信や講習会の開催等により積極的に情報提供や連携強化を図る必要がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 各課題における基本的な対応方向

飼養衛生管理に関する全般的な課題について、飼養衛生管理指導等指針に沿って基本的な対応方向を次のとおりとする。

(1) 家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

- ・家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、府は、市町村、関係事業者、生産者団体及び獣医師等と相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備といった協働体制の構築に取り組む必要がある。
- ・関係者へ正しい知識の普及や情報の提供を行うため、全国会議や近畿ブロック協議会、業績発表会等に参加し最新の知見を収集するとともに、県境防疫会議等により隣接府県との情報共有を図る。
- ・国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況や最新の知見、飼養衛生管理向上のための指導事項、各種支援策等の情報を「家畜保健衛生所情報」等を活用して郵送、FAX、電話、メール等により家畜の所有者・飼養衛生管理者及び関係者へ提供する。

(2) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え

- ・府は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱といった家畜伝染

病の発生に備え、各疾病について防疫対策要領を策定し、危機管理体制の整備を実施する。

- ・発生時にはこれらに基づき迅速な防疫措置が行われるよう、定期的に関係者と防疫訓練を実施するとともに、現地対策本部となる農と緑の総合事務所と連携を密にし、事務所で毎年地域の関係機関を対象に開催される説明会において講習を行い、防疫体制の確認を行う。
- ・家畜の所有者及び飼養衛生管理者の連絡先を取得・整理し、緊急時の連絡に備える。

(3) 生産性向上を阻害する疾病の低減

- ・呼吸器疾患や下痢症、乳房炎等の疾病や飼養管理失宜は生産性を阻害するばかりでなく、これらの疾病による死産率の増加は家畜伝染病によるそれと区別し難く、発見を遅延させるおそれがあることから低減に努める必要がある。
- ・府は、飼料給与や飼養管理の技術について、必要な助言や指導を行う。
- ・生産性阻害疾病の原因となる大腸菌やサルモネラ等について、原因の究明やモニタリング調査を実施し、農場内の衛生状態を把握する。

(4) 動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

- ・抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において家畜の治療を困難とするほか、食品等を介して人へと伝播し人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。
- ・このような情勢も踏まえながら、府は、動物用医薬品の適正な販売について監視・指導を実施する。
- ・乳房炎等疾病の診断にあたっては、薬剤感受性についても調査し、適切な治療が行われるよう適宜助言・指導する。

(5) 野生動物への対策強化

- ・高病原性鳥インフルエンザにおける野鳥や、豚熱におけるいのしし等、野生鳥獣における感染状況が家畜伝染病発生に影響を与える問題として近年重要視されている。
- ・府は、野生動物における感染状況をモニタリング等により把握し、家畜での発生防止対策に資する。
- ・農場内への野生鳥獣の侵入はもとより、人や車両、小動物を介した病原体の侵入を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守指導を家畜の所有者並びに飼養衛生管理者に対し行う。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 飼養衛生管理状況の確認にあたっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。また、助言にあたっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて優

良事例を紹介する等総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

(2) 知事は、法第12条の4に基づく定期の報告及び法第51条に基づく立ち入り検査等によって家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の5及び第12条の6の規定による指導及び助言並びに勧告を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引きや国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の7及び以下の①から④までの規定に従って実施する。

① 府は、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が府遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の5に基づき飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行う。

指導及び助言にあたっては、不遵守の内容及び府遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を公布して行う。

② 知事は、①における確認をさせた結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を順守していないと認めるときは、法第12条の6第1項に基づき、期限を定めて家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

勧告にあたっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を公布して勧告する。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は原則1週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、当該期間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき内容に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認することができる。

③ 知事は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の6第2項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は原則2週間とし、当該期間が経過した後、速やかに勧告に係る措置が取られていることを確認する。

④ ①から③までの改善状況の確認は、法第51条に定める立入検査等その他知事が適当と定める方法による。

なお、法第34条の2に基づきまん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に改善したことを確認する期間は、原則として3日とする。

(3) 府は、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在市町村名、家畜の所有者の氏名又は代表者名、違反項目等を速やかに公表するとともに、国へ報告する。

3 基本的な指導の進め方

- (1) 府は、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等について、本計画に即して計画的に実施するよう努めることとする。特に第3章Iの1に定める重点的な事項について、原則として計画期間中に全農場に対し指導完了できるよう、年度別の計画を同2に定める。なお、飼養衛生管理基準遵守状況確認の結果及び伝染性疾病の発生状況から新たに重点的に指導を行うべき事項が生じた場合等は、生産者団体等の意見も踏まえながら実効的な内容となるよう見直しを行いながら進めていく。
- (2) 府は、飼養衛生管理者に対し、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルについて少なくとも年1回以上自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導を行う。
- (3) 府は、基本的に法第12条の4に基づく定期報告のあった全農場（小規模飼養施設を除く）について検査・注射等の機会を利用して別に定めるスケジュールのとおり年1回以上の立入を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行う。小規模飼育施設のうち、農場と疫学関連がある或いは畜産物を流通させている等の防疫上必要な施設及び学校については、計画的に立入を実施し、必要に応じ助言等を行う。
- (4) 立入の際は、自己点検の結果を飼養衛生管理者と共に確認し、前回の遵守状況のフィードバックや意見交換、解説等により飼養衛生管理基準に関する理解を高めた上で、自己点検の頻度や方法等、必要な助言等を行う。また、年度ごとに定める重点的指導項目が遵守できていない場合は、口頭だけでなく書面により改善すべき項目を明示するとともに、手間や費用を必要最小限に抑える工夫を紹介する等の助言を行い、取組を促す。さらに、次回の定期報告までに再度立入や聞取りを行い、遵守状況を確認する。
- (5) 前項において再度の確認の結果、著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は2（2）の手順により法第12条の5及び第12条の6に基づく指導、助言並びに勧告を実施する。
- (6) 府域において特定家畜伝染病の発生リスクが高まった場合に、府は対象家畜の所有者、飼養衛生管理者及び関係者に対し家畜保健衛生所情報等による情報提供・注意喚起を行うとともに、必要に応じ農場の衛生管理状況について、聞取りや立入検査により確認する。また、緊急消毒が必要と判断された場合は、家畜の所有者に対し家畜伝染病予防法第9条または第30条に基づく命令を行い、確実に実施するよう告示により周知する。
- (7) 家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まる毎年9月頃から期間中、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検（一斉点検）を不遵守項目がなくなるまで毎月実施する。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

1. 全国的サーベイランス

各年度の「家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について（農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」に沿って実施する。

2. 地域的サーベイランス

第一章Ⅱの2で伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題として挙げたとおり、近年発生があった疾病、発生を警戒すべき疾病を選定し、重点的に検査を実施する。

3. スケジュール

上記の方針に従い、家畜伝染病予防事業計画を毎年度作成する。なお、年度途中で状況に変化があった場合は、適宜見直すこととする（別表1）。

4. 病性鑑定

家畜の死亡、不調等により、所有者から病性鑑定依頼があった場合には、ただちに当該畜及び同居畜について必要な検査を実施し、原因の究明にあたる。なお、特定家畜伝染病の発生が疑われる場合は、防疫措置の実施の可能性も含め、準備を進める。

II 検査結果の取り扱い

生産者の経営や生活等に配慮し、サーベイランス結果は速やかに各農場へ報告する。病性鑑定による精密検査の結果も同様である。単なる結果の通知で終わるのではなく、府はその検査結果に基づいた迅速かつ幅広い指導等の対応を実施する。即ち、各農場の飼養衛生管理基準の遵守状況等を確認し、伝染性疾病予防の観点のみならず、生産性向上の視点からも指導を行い、生産者においては、経営の向上とともに飼養衛生管理の重要性をさらに意識付けていく。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	地域・時期	実施の方法
牛 めん羊・ 山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	地域：全域 時期：通年	牛飼養農場については年2回以上、めん羊飼養農場については年1回以上立ち入りし、指導を実施。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・処理済みの飼料の利用 ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 ・畜舎外での病原体の汚染防止 	地域：全域 時期：通年	年2回以上立ち入りし、指導を実施。
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	地域：全域 時期：通年	年2回以上立ち入りし、指導を実施。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	地域・時期	実施の方法
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒 	地域：全域 時期：通年	年1回以上立ち入りし、指導を実施。

注) 表中の立入回数は、一定頭羽数以上の家畜、家きんを飼養する農場を対象とする。

2 各年度の優先事項等

(1) 令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
牛・馬 めん山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・特定症状が確認された場合の早期通報(馬を除く) 	全域	全家畜に共通して実施すべき基本的項目	通年
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・特定症状が確認された場合の早期通報 ・埋却等に備えた措置 	全域	全家畜に共通して実施すべき基本的項目	通年
家きん	<ul style="list-style-type: none"> ・家きんの所有者の責務の徹底 ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・衛生管理区域の適切な設定 ・記録の作成及び保管 ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・家きん舎出入りの際の手指消毒 ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・特定症状が確認された場合の早期通報 	全域	全家畜に共通して実施すべき基本的項目及び令和2年度の国内多発事例において疫学調査で指摘の多かった項目	通年

(2) 令和4年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 埋却等に備えた措置 	全域	基本的事項の次に取り組むべき項目	通年

(3) 令和5年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
全畜種	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置及び使用 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 	全域	比較的高度な取り組むべき項目	通年

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 府は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、家畜の所有者等に対し講習会を開催し、周知を図る。
- 2 府は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。
- 3 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び府から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また府は、日本語以外を母国語とする者が従事している家畜の所有者等に対し、従業員への情報の周知徹底を指導する。
- 4 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から把握し、各農場で取るべき対応を想定しておく。
- 5 家畜の所有者は、家畜の死体の埋却地の確保を進めるとともに、平常時から地元との関係構築に努める。府は、家畜の所有者が埋却地を確保できない場合は移動式レンダリング装置

による化製処理を原則とし、市町村と連携して設置候補地の確保に努め、必要に応じ家畜の所有者にしかるべき取組を求める。また、家きんについては焼却処理を原則とし、府は市町村と連携して焼却施設の事前協定に努める。但し、地域に焼却施設がない場合や、焼却施設があっても利用できない場合に備え、家きんの所有者に埋却地の確保を可能な限り求めていく。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。
- (2) このため、府は、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。
- (3) また、府は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、狩猟者団体、関連事業者等が相互に連携して次の点に主体的に取り組むことを促すため、情報の提供に努める。
 - ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、府等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等
 - ② 家畜伝染病の発生時又は、野生動物での感染確認時における飼養衛生管理の状況の確認や、野生動物での浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

- (1) 法第53条第4項において、府は、定期的に獣医師職員を採用することにより、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保することに努める。そのために必要に応じて、獣医系大学にて就職説明を実施する。

また、家畜衛生関係部署（家畜保健衛生所を含む）において勤務した職員を他部署への異動後も引き続き家畜防疫員に任命し、経験を有する家畜防疫員の確保に努める。さらに、家

畜伝染病発生時等には必要に応じて、家畜衛生関係部署以外に所属する獣医師を家畜防疫員に任命する。平時にはこれらの獣医師職員を対象に家畜防疫研修等を実施する。

- (2) 府は、国及び都道府県等が開催する研修会及び講習会等に家畜防疫員を参加させ、その育成に努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は国及び都道府県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、専任されるものである。このため、府は飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に指導することができる者であることを担保する観点から（1）及び（2）の指導等を行う。

- (1) 府は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合やその経営形態の性質から複数の衛生管理区域を一人で管理している場合に飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合はこの限りではない。なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能である。
- (2) 府は衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。この際、
- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域があった場合、速やかに選任するよう指導等を行う。
 - ② 定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や多数の衛生管理区域を一人の飼養衛生管理者が選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、府は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

府は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、毎年1回、畜種ごとに「地域講習会」を実施する。また、講習会の開催のほか、「家畜保健衛生所情報」等を適宜発行し、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。また、「地域講習会」「家畜保健衛生所情報」等では以下の

事項について、情報提供等を行う。

- ① 海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 本府の指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項 等

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 府は以下の情報を必要に応じて、メール・ファックス・郵便・電話・ホームページ等で情報提供を行う。

- ① 平常時
 - ・ 国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
 - ・ 最新の科学的知見に関する事項
 - ・ 「地域講習会」等の研修会・講習会に関する事項
 - ・ 国又は府による飼養衛生管理に係る調査
 - ・ 注意喚起又は指導に関する事項
 - ・ 家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項 等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時
 - ・ 当該疾病の発生状況に関する事項
 - ・ 法に基づく制限等に関する事項
 - ・ 国又は府による緊急の飼養衛生管理に係る調査
 - ・ 注意喚起又は指導に関する事項 等

(2) 府は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供には図示を活用し、可能な限り、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 府は、法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。

(2) 府は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、毎年7月31日までに国へ報告する。

(3) 府は、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、(2)の様式により、四半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、(2)の様式により、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、三重県、鳥取県、岡山県 (*)、近畿農政局(*)	平成24年度	関西広域連合広域防災局（兵庫県）	関西防災・減災プラン（感染症対策編）に位置付け、家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通等 *：オブザーバー
病性鑑定ネットワーク協議会	近畿府県、大阪府大、京産大、近畿農政局	平成21年度	大阪府	家畜伝染病の病性鑑定に係る情報交換、研修会等
県境防疫会議	兵庫県、大阪府	既設	持ち回り	家畜伝染病発生時の府県境を越えた場合の対応等の情報共有、防疫演習等
	奈良県、和歌山県、三重県、大阪府	既設	持ち回り	
	滋賀県、京都府、奈良県、三重県、大阪府	既設	持ち回り	
家畜伝染病等地域説明会	現地対策本部構成員	既設	各農と緑の総合事務所地域政策室	家畜伝染病発生時に現地対策本部となる各農緑事務所において構成員（家保、保健所、土木事務所、市町村等）との情報共有及び机上演習等
イノシシ豚熱対策協議会	府（北部農緑、家保動畜課）市町村、畜産団体	R2年度	畜産団体	野生イノシシの豚熱サーベイランスや経口ワクチン等

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 府は、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき適切にサーベイランスを実施するとともに、当該疾病の発生・確認に伴い制限区域が設定された場合は制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について家畜防疫員が速やかに立入や通信により緊急点検を実施する。
- (2) その際、家畜防疫員は現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「II 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、知事が法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

- (3) また、家畜保健衛生所は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、通報が必要となる症状、連絡先等について家畜保健衛生所情報の発行等により周知する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な巡回・指導等のため、指導計画の対象とする。
- (2) その際、府は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、わかりやすく指導等を行う。また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

(別表1) 家畜伝染病予防事業計画

実施事項	目的	方法
ブルセラ症、結核検査	発生予防	「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に即し、ブルセラ症については流産事例を対象に、結核については必要に応じ輸入牛を対象に実施する。(ブルセラ症：急速・ELISA法・補体結合反応 結核：ツベルクリン検査)
アカベ病、アイウウイルス感染症、チュウボウ病抗体調査	発生予防	「牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領」に即し、疾病の発生予防のため、未越夏牛、ワクチン未接種牛を対象に抗体調査を実施する。(中和反応)
ヨーネ病検査	〃	平成23年2月に本府では初めて5条検査により患者1頭が確認されて以降、24年度、25年度、28年度にそれぞれ1頭患者が確認されていることから、乳用牛全頭を対象に2年に1回の割合で早期発見のためのスクリーニング検査を実施。また、令和2年度にも発生があったことから、清浄確認まで同居牛検査により監視を継続していく。(ELISA法・PCR法)
牛伝染性リンパ腫検査	発生予防	府外から預託再導入した乳用後継牛、肉用肥育牛を中心に検査を実施し、摘発隔離及び衛生管理指導等によりまん延防止を図る。(ELISA法)
牛ウイルス性下痢検査	〃	府内預託施設および北海道への預託牛について積極的に抗原検査を実施し、PI牛の摘発を図る。(抗原ELISA法)
伝達性海綿状脳症検査	〃	「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、定型牛海綿状脳症の清浄性確認と非定型牛海綿状脳症の発生状況監視のため、サーベイランスを実施する。(ELISA法) また、「伝達性海綿状脳症(TSE)検査対応マニュアル」に基づき、感染めん山羊の摘発及び清浄性の確認のため、サーベイランスを実施する。
牛伝染性疾病検査	〃	乳用牛、肉用牛全農場を対象とし、年2回以上、口蹄疫を中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病的早期発見に努め、併せて飼養衛生管理基準の遵守を指導する。
めん山羊伝染性疾病検査	〃	全農場を対象とし、年1回、口蹄疫を中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病的早期発見に努め、併せて飼養衛生管理基準の遵守を指導する。
馬伝染性貧血検査	〃	主として輸入馬について、輸入検疫解放後の着地検査時に、必要に応じて検査を実施する。(AGP反応法)
馬伝染性疾病検査	〃	全農場を対象とし、年1回、臨床検査を実施し伝染性疾病的早期発見に努め、併せて飼養衛生管理基準の遵守を指導する。
豚熱検査	〃	「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、ワクチン接種農場について免疫付与状態確認のための抗体検査を実施するとともに、病性鑑定豚を対象に遺伝子検査等により感染の有無を確認し、早期発見に努める。また、浸潤状況確認のため、野生イノシシを対象にサーベイランスを実施する。(ELISA法・PCR法)
アフリカ豚熱検査	〃	「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、本病の侵入監視のため、病性鑑定豚及び死亡野生イノシシを対象に遺伝子検査等を実施する。(PCR法)

実施事項	目的	方法
オーエスキー病検査	発生予防	本府は本病の清浄地域であることから、侵入監視のため抗体検査を実施する。 (ラテックス法)
豚流行性脳炎検査	発生予察	浸潤状況の把握及び予防注射の的確な実施等、防疫対策に資するため、媒介昆虫の発生時期を中心に発生予察を実施する。(HI反応法)
PRRS 検査	発生予防	本病と他の呼吸器疾患と混合感染も多く、繁殖及び肥育成績に大きな影響を与えるため、抗体検査を実施し、浸潤状況を把握する。(ELISA法)
豚伝染性疾病検査	〃	全農場を対象とし、年2回以上、豚熱を中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病の早期発見に努め、併せて飼養衛生管理基準の遵守を指導する。
高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ検査	発生予察	「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき定点モニタリング及び強化モニタリングを実施する。強化モニタリングは100羽以上飼養全農場を対象とし、4・5月及び10月から3月の期間に年2回抗体検査を実施する。また、防疫上必要と認める100羽未満の小規模飼育施設についても、年1回抗体検査を実施する。さらに、ウイルスの侵入監視のため、野鳥の糞便等を材料にウイルス分離検査を実施する。
ニューカッスル病、伝染性気管支炎、マイコプラズマ病検査	発生予防	浸潤状況の把握及び予防注射の的確な実施指導等、防疫対策に資するため、抗体検査を実施する。(HI反応法・ELISA法・急速凝集法)
伝染性ファブリキウス嚢病	〃	過去に発生がみられたことから、抗体検査を実施し、浸潤状況を把握する。(ELISA法)
家さん伝染性疾病検査	〃	100羽以上飼養全農場を対象に、年2回の強化モニタリングに加え、強化モニタリング対象期間外の6月から9月の間に立ち入りを行うことにより、各戸計年3回以上、高病原性鳥インフルエンザを中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病の早期発見に努め、併せて飼養衛生管理基準の遵守を指導する。
腐蛆病検査	〃	府外への転飼が多いことから、転出時に検査を実施し、本病の発生予防に努める。定飼蜂場については、3年に1回を目安に検査を実施する。
蜜蜂伝染性疾病検査	〃	臨床検査により、近年発生がみられているアカリダニ症等の伝染性疾病の早期発見とまん延防止に努める。
輸入家畜に対する検査	〃	輸入家畜(主として馬)について輸入検疫解放後の着地検査時に臨床検査を実施するとともに、必要に応じて精密検査を実施する。

(別表2) 令和3年度における飼養衛生管理基準遵守状況の確認・指導スケジュール

	R3												R4		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農場	生産者による自己点検		政令 生産者から府へ提出 (牛豚馬)		政令 生産者から府へ提出 (家きん)								飼養衛生管理マニュアル作成 (牛・家きん)	生産者による自己点検	
府			法律 指導計画策定			遵守状況を国へ報告									
			巡回(牛・豚) 巡回(家きん)			巡回(小規模・教育施設等)		巡回(牛)		巡回(豚)		巡回(家きん)			
			● 指導状況を国へ報告			●			●			●			
国			法律 指導指針策定												
									指針 遵守状況結果を公表						
	指導等状況公表(随時)														